

2009年9月1日

各部長

町田市長 石 阪 丈 一

平成22年度（2010年度）予算編成方針について（通知）

平成22年度の予算編成にあたっては、「中期経営計画」及び「2010年度市政運営の基本的な考え方」などの前提条件を踏まえるとともに、本方針に基づき、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

記

1 前提条件

(1) 中期経営計画

「中期経営計画」は、平成22年度予算において、計画期間の4年目を迎え、目標達成を視野に入れた年となる。その一方、厳しい経済状況の中で、環境問題や雇用問題など新たな社会情勢へ対応することが求められている。このため、各部の予算編成にあたっては、中期経営計画の重点事業を含めて事業の優先順位を定め、重点化・効率化を図るよう取り組むこと。

(2) 2010年度「市政運営の基本的な考え方」

2010年度「市政運営の基本的な考え方」では、2010年度の市政運営の視点を「将来の町田への投資」として、

- ア 社会情勢や環境の変化への迅速な対応
- イ 中長期的な視点による町田市のあるべき姿の創造
- ウ 選択と集中による「今すべきこと」の重点的な実施

の3つの留意点を掲げている。予算編成に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ、中期経営計画の着実な推進に配慮し、新たな着眼、発想から既存事業の中止・廃止を含めた徹底的な事業の見直しを行うとともに、社会情勢や各種懇談会等の提言、監査指摘などを踏まえた事業の実施に取り組むこと。

(3) 平成22年度の財政見直し

中期財政見直しでは、平成22年度単年度の収支は均衡が見込まれていた。しかし、歳入では、市税収入が計画額を33億4千万円下回るなど、41億円の減収、歳出では、扶助費、政策的事業費の伸びにより、計画額と比較して12億8千万円の増額が

見込まれる。

平成22年度は、歳入において、景気後退の影響により、個人市民税が20億3千万円、法人市民税が4億6千万円減収し、市税全体としては、平成21年度の当初予算計上額と比較して17億3千万円の減収を見込んでいる。さらに、今回の経済危機による景気後退は、ここにきて改善の兆しは見られるものの、大きく好転することは期待できない。そのため、国税・都税に連動する各種交付金などについても9億円の減収が見込まれる。また、近年、積立金残高は減少の一途をたどっており、これまで年度間の財源調整としていた積立金が枯渇する事態が予測される。

歳出においては、国民健康保険事業会計や後期高齢者医療事業会計などへの繰出金、生活保護費、保育所運営費や自立支援給付事業費などの扶助費が大きく増加しており、前年度比9億円の増額を見込んでいる。また、中期経営計画における重点事業などの政策的事業費についても、前年度比11億円の増額を見込んでいる。

このままでは、平成22年度の予算編成の前段階において、歳入では、税込・各種交付金で26億円の減収、歳出では、政策的事業費・扶助費等で18億円の増額となり、44億円の財源不足が想定される。このため、既存事業を徹底的に見直し、「集中と選択」により、歳出の削減を図り捻出していくほかはない。

2 基本方針

- (1) 平成22年度の予算編成における重点施策は、中期経営計画に戦略目標として定めた4つの都市像《市民協働のまち、環境先進都市、子育て・保健福祉のまち、商業・文化芸術都市》の実現を目指すための施策とする。
- (2) 中期経営計画に定めた4つの行政経営改革基本方針《透明性の高い行政運営の実現、効率的・効果的に市民ニーズに応えられる行政運営の実現、人と組織の能力の向上、持続可能な財政の確立》に基づき、事業の見直しを進める。
- (3) 2010年度「市政運営の基本的な考え方」を踏まえた事業に取り組む。なお、「持続可能な財政運営の確立」のため創意工夫による経費節減、既存事業の見直しを徹底して財源を捻出することを原則とする。歳入にあっては未利用地の売却、受益者負担の原則に立った新たな財源確保、ならびに既存債権の回収に積極的に取り組む。
- (4) 各事業予算については、歳出所要額、財源ともに1年間の見積りをベースに編成作業を行う。また、中長期的な財政負担も十分考慮しながら、所要額を見積ることとする。
- (5) 次の経費については、枠配分及びマイナスシーリングを実施する。義務的な扶助費等を除いた経常事業費について、一般財源枠配分方式とする。各部への一般財源枠配分額は、平成20年度の決算額を基準として、原則5%削減して算定する。
- (6) 各部の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額を一般財源枠配

分類に加算するインセンティブ予算方式を昨年度に継続して実施する。

3 実行方針

(1) 中期経営計画の具体化に向けた予算編成とするため、中期経営計画の重点事業、改革項目のうち、当該部の所管になっているものについて、次の点を整理し、予算案に反映させること。

ア 計画期間中における実施工程（年度別）

イ 平成21年度の実施状況と見通し

ウ 平成22年度における実施プラン

(2) 社会情勢の変化に対応する予算編成とするため、2010年度「市政運営の基本的な考え方」で示した重点的に行うべき4つの取り組みに関して、部の枠組みにとられない横断的な視点で実行すること。

(3) 平成22年度の「部長の仕事目標」の作成を想定し、次の作業を行った上、その結果を予算案に反映させること。

ア 平成21年度「部長の仕事目標」の目標・取組項目の達成状況と次年度に向けた課題を明確にする。

イ 平成22年度において、部が取り組むべき事項を重点化する。

(4) 各部長は、「中期経営計画」及び「部長の仕事目標」等を踏まえ、「平成22年度予算原案の基本的な考え方（調書）」を作成することを意識して、予算編成作業に取り組むこと。

なお、10月下旬に予定している「市長・副市長説明」の際には、この調書を基に各部長から説明を受ける予定である。

(5) 事業費の見積りにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。

特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。

(6) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。

(7) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適

正な制度運用を行うこと。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。

- (8) 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、運営体制、周辺との調和をはじめ、機能面、維持管理面に配慮すること。また、国・都の補助基準単価や、後年度の維持管理経費に留意し、経済性について十分検討を行うこと。

なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのないよう計画的に行うこと。

- (9) 今回の予算編成にあたっては、「平成20年度包括外部監査の結果報告書」で示された、補助金の見直しを重点的に行う。この見直し基準については、すでに別途通知したところであるが、個々の事業ごとに必要性、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、徹底した見直しを行い、予算見積書に反映させること。

- (10) 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

ア 市税については、引き続き徴税努力を傾注すること。

イ 使用料及び手数料、負担金等については、改めてその水準が適正であるかどうかを再検討し、負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って適正化を図ること。また、無料施設の有料化や広告掲載による収入についても積極的に検討し、推進すること。

なお、制度上、負担金等の徴収が可能なものや、実費負担を求めることができるものについては、改めて精査し、もれなく徴収すること。

ウ 財産収入については、現在、有効活用が図られていない市有財産（土地・建物）の活用を十分に検討し、未利用市有地の積極的な売却や貸付を図ることで、財源の確保に努めること。

エ 各種債権について収入額の目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を進め、財源の確保に努めること。

- (11) 国・都の補助事業については、予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように補助要望すること。また、補助制度の変更等に的確に対応すること。さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、市において肩代わり負担はしないものとする。

- (12) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。